

はじめに

平成14年の学校教育法等の改正により、平成16年度から、すべての大学・短期大学・高等専門学校が7年以内ごとに機関別の認証評価（文部科学大臣により認証評価機関として認証を受けた機関が実施する評価）を受けることが義務付けられました。

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、この認証評価制度の創設を受け、大学、短期大学及び高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、平成17年度から認証評価を開始していますが、この機関別認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、「研究活動の状況」、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の二つの事項を選択的評価事項として定め、希望する大学のみを対象に評価を実施しています。

選択的評価事項の評価の実施に当たっては、大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成し、対象大学から提出された自己評価書に基づく書面調査等の結果を基に、評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象大学に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、平成22年度の評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各大学の教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、各大学が取り組んでいる教育研究活動等について、広く国民の皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。

目 次

はじめに

1. 平成 22 年度に機構が実施した選択的評価事項に係る評価について	1-1
2. 対象大学ごとの評価結果	2
(1) 首都大学東京 (A・B)	2-(1)-1
(2) 新潟県立看護大学 (B)	2-(2)-1
(3) 静岡文化芸術大学 (B)	2-(3)-1
(4) 愛知県立芸術大学 (B)	2-(4)-1
(5) 名古屋市立大学 (A・B)	2-(5)-1
(6) 滋賀県立大学 (A・B)	2-(6)-1
(7) 京都府立医科大学 (A)	2-(7)-1
(8) 九州歯科大学 (A・B)	2-(8)-1
(9) 福岡県立大学 (A・B)	2-(9)-1
(10) 福岡女子大学 (B)	2-(10)-1
(11) 大分県立看護科学大学 (A・B)	2-(11)-1
(12) 大阪女学院大学 (B)	2-(12)-1
(13) 放送大学 (B)	2-(13)-1
3. 用語解説	3

おわりに

<付 録>

- ・ 選択的評価事項 (平成 22 年度実施分)